

伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成２９
年７月制定）

（目的）

第１条 この要綱は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号。以下「法」という。）第３１条第１号に規定する母子家庭自立支援給付金及び法第３１条の１０において読み替えて準用する法第３１条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条 この要綱による自立支援教育訓練給付金（法第３１条第１号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第３１条の１０において読み替えて準用する法第３１条第１号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。以下「訓練給付金」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住する母子家庭の母（法第６条第１項に規定する配偶者のない女子で現に児童（２０歳に満たないものをいう。以下同じ。）を扶養しているものをいう。以下同じ。）又は父子家庭の父（法第６条第２項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第７条の指定を受けた教育訓練の受講中に児童が２０歳に到達した場合は、当該教育訓練の修了までの間、対象者に含めるものとする。

- (1) 伊丹市母子及び父子自立支援プログラム策定事業実施要綱（平成１９年１０月制定）に基づく母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている者であること。
- (2) 支給を受けようとする者の就業経験，技能，資格の取得状況及び労働市場の状況などから判断して，次条に規定する教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるこ

と。

- (3) 原則として，過去に訓練給付金を受給していないこと。

(対象講座)

第3条 本事業の対象講座は，次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）（以下「指定教育訓練」という。）

(支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は，次の各号に掲げる対象者の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる講座を受講しようとする対象者で，当該講座の受講開始日現在において一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない者
当該対象者が対象講座の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは20万円とし，1万2,000円を超えない場合は0円とする。）
- (2) 指定教育訓練を受講しようとする対象者で，受講開始日現在

において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない者（次号に掲げる者を除く。） 当該対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは修学年数に40万円を乗じて得た額（この場合160万円を超えるときは、160万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合200万円を超えるときは、200万円。）とし、その額が1万2,000円を超えない場合は0円とする。）

- (3) 指定教育訓練を受講しようとする対象者（当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に当該教育訓練に係る資格を取得した者であって、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した（当該教育訓練修了時点で就職等している場合を含む）者に限る。）で、受講開始日現在において専門実践訓練給付金の支給を受けることができない者 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び受講料に限る。）の額に100分の85を乗じて得た額（その額が修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に60万円を乗じて得た額（この場合240万円を超えるときは、240万円。ただし、准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合300万円を超えるときは、300万円。）とし、その額が1万2,000円を超えない場合は0円とする。）

- (4) 受講開始日において、前3号に該当しない対象者 前3号に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該対象者が支給を受けた一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の額を差し引いた額（その額が1万2,000円を超えない場合は0円とする。）

（事前相談の実施）

第5条 市長は、受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望す

る母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件を把握しておくものとする。

- 2 前項の事前相談においては、母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握するものとする。

（対象講座指定の申請）

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を当該受講しようとする講座の受講開始前までに市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

- 2 受講対象講座指定申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類の内容を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。以下同じ。）によって確認することができる場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

（受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続）

第7条 市長は、受講対象講座指定申請書の提出があったときは、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、受給要件の審査に当たっては、必要に応じて有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等に意見を求め、その緊急性や必要性を考慮して判定するものとする。

- 3 市長は、対象とする講座の指定については、本人の意向も踏ま

えつつ、当該講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うとともに、必要に応じて講座の変更を助言するなどの的確な支援を行うものとする。

4 市長は、過去に雇用保険制度の教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した等、他制度において本事業と同趣旨の給付金を受給した者から申請があったときは、当該他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと認められる場合は、対象講座の指定を行うことができる。

5 市長は、訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合には、伊丹公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金要件回答書」によって受給資格を確認する。

6 市長は、第1項の規定による決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該決定に係る母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。この場合において、対象講座の指定を可とする決定をしたときの通知は、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）によるものとする。

（訓練給付金の支給申請等）

第8条 訓練給付金の支給を受けようとする者（第4条第3号に掲げる者を除く。）は、自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）を対象講座の受講終了日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる対象者にあつては、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請を行う者は、当該申請書の提出の際に次

に掲げる書類を併せて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類の内容を公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等，自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 教育訓練施設の長が，その施設の修了認定基準に基づいて，受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (5) 教育訓練施設の長が，受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (6) 雇用保険法による一般教育訓練給付金が支給されている場合は，その額を証明する書類「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」

3 第6条の規定に関わらず，第4条第1項第2号の者のうち，受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり，かつ，支給要件を満たし，受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる者については，受講開始前に指定を受けていない場合においても，教育訓練講座の指定を受けたものとみなす。

（支給申請の特例）

第9条 訓練給付金の支給を受けようとする者（第4条第2号に規定する者に限る。）は，支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）ごとの支給を申請することができる。

2 前条の規定は，前項の申請について準用する。この場合において，前条第1項の規定中「対象講座の受講終了日から起算して30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる対象者にあつては，専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算

して30日以内)」とあるのは、「指定教育訓練実施者の発行する受講証明書（雇用保険法施行規則第101条の2の4に規定する受講証明書をいう。以下同じ。）に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内に」と、同条第2項第4号の規定は「受講者の教育訓練の修了に必要な実績及び目標を達成していることを証明する受講証明書」と読み替えるものとする。

（支給の決定）

第10条 市長は、第8条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知する。

2 前項の場合において、支給を可とする決定をしたときの通知は、自立支援教育訓練給付金支給決定通知書（様式第5号。以下「支給決定通知書」という。）によるものとする。

（請求）

第11条 前条第1項の通知を受けた者は、通知を受けとった日から30日以内に自立支援教育訓練給付金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに自立支援教育訓練給付金を支給するものとする。

（訓練給付金の追加支給等）

第12条 訓練給付金の支給を受けようとする者（第4条第3号に掲げる者に限る。）は、自立支援教育訓練給付金支給申請書（追加支給用）（様式第4号。以下「支給申請書（追加支給用）」という。）を、対象教育訓練を修了し、当該教育訓練に係る資格を取得し、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日から30日以内（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内）に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合に

は、この限りではない。

- 2 前項の規定による申請を行う者は、当該申請書の提出の際に、次に掲げる書類を合わせて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類の内容を公募等によって確認することができる場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- (1) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの写し等自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- (3) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書
- (5) 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」
- (6) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が資格の取得をしたことを証明する書類

- 3 前2条の規定は、第1項の申請について準用する。この場合において、第10条第1項の規定中「第8条」とあるのは、「第12条」と、前条第2項の規定中「自立支援教育訓練給付金」とあるのは、「第4条第3号に掲げる額から既に給付した額を控除した額の給付金」と読み替えるものとする。

（周知・広報等）

- 第13条 市長は、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するものとする。

- 2 市長は、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。

付 則

この要綱は、平成２９年７月５日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成２９年４月１日から適用する。

付 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成３０年９月２５日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成３０年１０月３１日までの間に自立支援教育訓練給付金についての申請があった場合は、平成３０年８月１日以降における対象事業の利用について、みなし適用を遡及して行うことが出来るものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第２条、第６条第１項及び第８条第２項（同項第２号の規定を除く。）の規定は、令和３年８月以後の月分の自立支援教育訓練給付金の支給について適用し、同年７月以前の月分の当該自立支援教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和４年５月１１日から施行し、この要綱による改正後の伊丹市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第４条第２項の規定は、同年４月１日以後に修了した対象教育訓練に係る自立支援教育訓練給付金について適用する。

付 則

この要綱は、令和５年２月２日から施行する。

付 則

この要綱は，令和５年９月２０日から施行する。

付 則

この要綱は，令和５年１０月２０日から施行する。

付 則

この要綱は，令和６年１１月２５日から施行する。

付 則

１ この要綱は，令和８年６月１８日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行の際，この要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は，この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３ この要綱の施行の際，現にある旧様式による用紙については，当分の間，これを使用することができる。

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

年 月 日

伊丹市長

様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒)	電話 () —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付の受講資格が ある ・ ない		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある ・ ない		
⑨准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定の有無	准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が ある ・ ない		
(備考)			

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特例一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円(准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円)です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用(予定)については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。
- 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。

様式第2号

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏名	フリガナ _____	生年月日	年 月 日 (歳)
②住所	(〒 _____)	電話(_____) _____	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	____年 ____月 ____日 ~ ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 _____ 円、受講料 _____ 円	合計額 _____ 円	
⑦支給方法			
(上記の教育訓練が指定教育訓練である場合に記載) ※上記教育訓練に係る資格を取得し、かつ、上記教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に一定の職業に就いた場合に追加支給することとしているが、当該職業は、上記教育訓練に係る資格を有することを必要とする職業とする。			

さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。

第 _____ 号
年 月 日

伊丹市長

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料および受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)
- 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。
ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特例一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。
雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円(准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合の限度額は200万円)です。
雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 3 所要費用については標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、福祉事務所にその旨を報告してください。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講終了日から起算して30日以内に、あらためて「自立支援教育訓練給付金申請書」にこの通知書を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行う必要があります。なお、⑦支給方法欄において、支給単位期間(6か月)ごとの支給をする旨記載されている場合は、支給単位期間ごとにこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行う必要があります。

自立支援教育訓練給付金支給申請書

年 月 日

伊丹市長

様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒)	電話 () —	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日)		
うち支給単位期間	うち 年 月 日 ~ 年 月 日 (初日) (末日)		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類	
	支店名	口座番号	
	口座名義(フリガナ)		
(備考)			

(注意)

- 1 支給申請期間は、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内(支給単位期間ごとに支給を受ける方は、指定教育訓練実施者の発行する「受講証明書」に記載された支給単位期間末日の翌日から起算して30日以内)です。

自立支援教育訓練給付金支給申請書(追加支給用)

年 月 日

伊丹市長

様

申請者氏名

(※)本人が自署しない場合は、
記名押印してください。

自立支援教育訓練給付金事業の支給を受けたいので、下記により申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	個人番号		
②住所	(〒 -)	電話 (-)	
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (受講開始日) (受講修了日)		
⑥資格取得年月日・ 取得資格名称	年 月 日	取得資格名称	
⑦就職等年月日・ 就職等先名称	年 月 日	就職等先名称	
※事業主の証明	就業先住所		就業先電話番号
	上記申請者は、当事業所において雇用していることを証明する		
	年 月 日 事業主氏名 (法人の時は名称・代表者氏名)		
⑧所要費用	入学料 円、受講料 円 合計 円		
⑨雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円	⑩自立支援教育訓練給付金の受給額	円
⑪希望する支払金融機関	金融機関名		口座の種類
	支店名		口座番号
	口座名義(フリガナ)		
(備考)			

(注意)

- 支給申請期間は、受講修了し、当該教育訓練に係る資格の取得をし、かつ、当該教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年以内に就職等した日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から起算して30日以内です。
- ⑥欄については、資格を取得した日及びその資格名称を記載してください。また、資格を取得したことを証明する書類の写し(合格証等)を添付してください。
- ⑦欄については、就職等した日及びその事業所名等を記載した上で、雇用主の証明を受けてください。その他の書類によって就職等した日及びその事実が証明できる場合は、証明欄を省略することが可能です。

自立支援教育訓練給付金支給決定通知書

第 号
年 月 日
(年)

様

伊丹市長

さきに申請のあった自立支援教育訓練給付金は、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

① 支給金額	円（受講費用 円）
② 教育訓練施設の名 称	
③ 教育訓練講座の名 称	
④ 教育訓練の期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年) (年) (受 講 開 始 日)
(備考)	

注 支給金額は、受講費用(入学料及び受講料の合計額)の 割相当額

様式第6号

自立支援教育訓練給付金請求書

金

円也

ただし、自立支援教育訓練給付金として、上記金額を請求します。

年 月 日

伊丹市長

様

住 所

氏 名